

## OPIE'22 板橋区ブース共同出展規約

出展者は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「公社」という。）が定める本出展規約及び各出展展示会において定められた規約を遵守しなければなりません。これらに違反していると公社が判断した場合、その時期を問わず出展申込のお断り、または出展決定の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。その際、判断根拠は公表いたしません。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行ないません。

### 1 応募条件

（１）板橋区内に本社又は事業所を有しており、自社の製品や技術等を積極的にPRする企業・団体であること。なお、公社が各展示会への出展が適当でないと判断した場合は、出展をお断りすることがあります。

（２）各種出展関係書類の記載内容に虚偽がないこと。

（３）出展者及び出展内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や宗教の啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、各展示会の趣旨にそぐわないと公社が判断した場合、出展受付は無効とし、発生する損害等に対し、公社は一切の責任を負わないものとします。

（４）応募者数が出展可能数を上回った場合、前年度にOPIEの板橋区ブースに出展していない企業・団体を優先出展としたうえで、抽選にて残り出展者を決めるものとします。

### 2 出展料の請求と支払い

公社はお申込み後、出展者に出展料を請求します。支払いは公社が指定する金融機関口座への振込によるものとし、振込手数料は出展者が負担するものとします。

### 3 出展のキャンセル

（１）原則として、申込み締め切り後の出展キャンセルは認めません。ただし、やむなく出展キャンセルを希望される場合は、取消理由書（文書）を提出いただいた上で、公社の了承を得るものとします。

（２）申込者の事由により出展をキャンセルされた場合には、下記のとおりキャンセル料金が発生します。

令和4年1月17日（月）以降…出展料の全額

### 4 板橋区ブース内の出展位置の決定

原則として、出展お申込み後に開催される出展者説明会において抽選で決定します。

### 5 展示スペースの転貸等の禁止

出展者は割り当てられた出展小間の一部あるいは全部を公社の承認なしに、転貸、売買、交換、譲渡できません。

## 6 展示スペースの施工・装飾

公社が委託した施工・運営担当会社が各共同出展者の展示スペースの装飾も含めた板橋区ブースの装飾を行いません。共同出展ブースとしての統一感を維持するため、独自の追加装飾（展示物以外）は原則できません。

## 7 展示物の管理と免責

展示物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生じる損失または損害について、公社は一切の責任を負いません。

## 8 法的保護等

各展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルについては、公社は一切の責任を負いません。知的財産権等は出展者の責任において対応するものとします。

## 9 展示会の開催中止・会期変更

天災、その他の不可抗力によって展示会が開催困難となった場合には、展示会主催者により開催期日の変更、短縮もしくは中止することがありますが、生じた一切の損害について公社は責任を負いません。

## 10 個人情報の取扱い

(1) 公社が板橋区ブース共同出展において取得した出展者の個人情報は、公社にて厳重に管理した上で下記のとおり利用させていただく場合がございます。

①公社及び施工・運営担当会社と共同で利用させていただき、必要に応じて施工・運営担当会社の担当者より、出展者に直接連絡をとらせていただくことがあります。

②公社及び板橋区で実施する事業案内等に利用させていただくことがあります。

## 11 反社会的勢力の排除

出展者は反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団及びその関係団体等をいう。）でないことを確約したものとし、反社会的勢力である事実が判明した場合、公社は出展を取り消し、当該出展者に対して展示会等に関わる損害の一切の責任を負いません。また不当行為があった場合には、法的措置（民事・刑事）を講じることとします。